

岩倉市障がい児保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者の労働、疾病等により保育が必要であり、かつ、心身に障がいをもつ児童（以下「児童」という。）を市立保育園（岩倉市保育園の設置及び管理に関する条例（昭和60年岩倉市条例第2号）別表第1に掲げる保育園をいう。）に入園させ適正な保育を行うことにより、児童の福祉向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 事業の実施は、市長の指定する保育園（以下「指定保育園」という。）において行うものとする。

(審査機関)

第3条 審査機関は、児童の保育の提供の適正を図るため、健康こども未来部に岩倉市障がい児保育実施委員会（以下「委員会」という。）を設けるものとする。

2 委員会は次に掲げる事項を審査する。

- (1) 入園に関し、その可否についての判定
- (2) 入園順位についての判定
- (3) その他必要と認める事項

3 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) こども家庭課長（委員長）
- (2) 指導保育士（副委員長）
- (3) 子ども発達支援施設所長
- (4) 指定保育園園長
- (5) 健康課健康支援グループ長又は作業療法士
- (6) 家庭児童相談員
- (7) こども家庭課保育グループ長
- (8) 保育園担当職員
- (9) その他必要と認める者

4 委員会の庶務は健康こども未来部こども家庭課で処理するものとする。

(対象児童)

第4条 障がい児保育における入園対象児童は、3歳児から5歳児までの心身障がい児で次に掲げるものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第3項に規定する認定を受けたもの
- (2) 障がいの程度が障がい児保育実施基準（別紙1）に基づき、委員会で障がい児保育の実施が「可」と判定されたもの
- (3) その他市長が入園を必要と認めたもの
（入園定員）

第5条 指定保育園の定員は、別紙1のとおりとする。

（設備及び備品）

第6条 指定保育園には、児童を保育するために必要な設備及び備品を備えるものとする。

（入園手続）

第7条 指定保育園への児童の入園を希望するものは、子ども・子育て支援法に関する岩倉市施行規則（平成27年岩倉市規則第3号）第4条に規定する教育・保育給付支給認定申請書（兼入園申込書）に、児童の心身状況表（様式第1）を添付し提出するものとする。

2 市長は、児童の心身状況を把握するため、当該児童の心身状況を判定依頼書（様式第2）により関係機関に依頼するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、入園申込児童について指定保育園の長に観察保育をさせ、観察保育結果通知書（様式第3）を提出させなければならない。

（保育方法）

第8条 保育方法は、健常児との混合により保育を行う。また必要に応じ、障がい児で構成する組によって保育を行うものとする。

2 その他保育に必要な事項については、その都度市長が定めるものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合その都度市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は昭和50年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成9年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成10年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

別紙1（第4条、第5条関係）

障がい児保育実施基準

対象児童

- 1 保育に欠ける障がい児で集団保育になじむもの
- 2 中軽度の障がい児で日々通園できるもの
- 3 3歳児以上で心身の成長発達に有効と認められるもの

定員等

- 1 指定保育園の定員は、障がい児と健常児との集団保育が適切に実施できる範囲内とする。ただし、1園おおむね4名とする。
- 2 障がい児の保育について知識、経験等を有する保育士が加配されていること。

その他

- 1 障がい児の特性に応じ、便所、遊具等の整備された保育園に入園させるよう配慮すること。
- 2 障がい児の保育は、原則として健常児との混合により行うこととし、この場合事故防止等の安全確保に十分留意すること。
- 3 保育の実施については、原則として児童相談センター等に障がい程度の判定を求め、関係機関等を含めた審査会において検討のうえ入園の可否の決定をすること。

様式第1 (第7条関係)

心身状況表

保護者		住所			
児童		生年月日	年 月 日	年齢	歳
食 事	1 すべて自分でできる (はし、スプーン)	他 害 対 人	・ 人をたたく なし 時々あり しばしば		
	2 他人の助けがあればどうにかできる		・ 人にかみつく なし 時々あり しばしば		
	3 すべて他人に食べさせてもらう		・ 物を投げる なし 時々あり しばしば		
排 泄	1 すべて自分でできる	他 害 対 物	・ ものをこわす なし 時々あり しばしば		
	2 他人の助けがあればできる		・ 衣服を破る なし 時々あり しばしば		
着 脱 衣	3 自分ではできないが知らせる	多 動	・ おちつきがなく動きまわる なし 時々あり しばしば		
	1 すべて自分でできる		・ 家からのとび出し なし 時々あり しばしば		
	2 簡単なものは自分でできる		・ 車・火・刃物など危険がわからない なし 時々あり しばしば		
言 語	3 すべて他人にやってもらう	自 傷	・ 自分で頭をぶつける なし 時々あり しばしば		
	1 普通に話をする		・ 自分で自分にかみつく なし 時々あり しばしば		
遊 び	2 どうにか話をする	感 情	・ 食べれないものを食べる なし 時々あり しばしば		
	3 話せない		・ 急に泣いたりはしゃいだりする なし 時々あり しばしば		
	1 近所の子どもと普通に遊ぶ	睡 眠	・ 奇声をあげる なし 時々あり しばしば		
	2 近所の子供と遊ぶが、取り残されがち		・ よくねむる ねむらない ふつう		
3 親(兄弟)としか遊ばない	睡 眠	・ 寝つきよい 寝つきわるい ふつう			
4 いつも一人で遊んでいる		・ 寝つきよい 寝つきわるい ふつう			

※ 該当するものを○で囲むこと。

様式第2(第7条関係)

判 定 依 頼 書

平成 年 月 日

様

岩倉市長

印

下記のとおり判定を依頼します。

記

判定を要するもの	氏名		生年月日	年 月 日
	保護者	(本人との続柄)		
	住所			
判定依頼事項	当該児童の心身の状況			
備考				
予定日時	年 月 日 午前 ・ 午後 時			

様式第3（第7条関係）

観察保育結果通知書

年 月 日

岩倉市長 殿

園長

入園申込児童の観察保育の状況は下記のとおりです。

記

児童氏名	生年月日	年 月 日(歳 か月)	観 察 日 時	月 日 時 ~ 時	
				月 日 時 ~ 時	月 日 時 ~ 時
身 体 の 状 況	肢 体				
	上 肢				
	下 肢				
	聴 力				
	視 力				
基 本 的 習 慣	食 事				
	排 泄				
	着脱衣				
言 語	理 解				
	発 語				
	会 話				

社 会 性	
情 緒	
操 作 (手指の操作や 物に対する 興味について)	
運 動 あ そ び	
特異な行動	
所 見	
保 育 上 の支障点	<p>1 なし</p> <p>2 あり（具体的に記入すること）</p>
備 考	